

令和4年市議会6月定例会

所 信 表 明

令和4年6月6日

令和4年市議会6月定例会所信表明

- 令和4年市議会6月定例会の開催にあたりまして、当面する諸課題について、ご報告かたがた所信の一端を申し上げ、議員各位、並びに市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

- はじめに、当市の新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する取り組みにつきましては、これまでも適宜ご報告してまいりましたが、あらためて令和4年市議会3月定例会以降の動きを中心に申し上げます。

- 先ず、当市における新型コロナウイルス感染症の感染状況について申し上げます。

ご案内の通り、我が国は本年年明けより第6波と言われる感染の爆発的拡大に襲われ、当市におきましても1月中旬から感染拡大が続き、2月以降も1日の感染者数が100人を超える日が、17日もございました。

このことから、2月の新規感染者数は2千911人とこれまでの1か月間における最大人数となり、療養者数も最大の日で1千206人、自宅療養者については最大の日で877人となるなど危機的な事態が続いてまいりました。

その後、ワクチンの3回目接種の進捗などに伴い、新規感染者数も減少が見られるようになり、市内の新規感染者数は、3月は2千300人、4月は1千453人と減少傾向にあるなか、ようやく4月中旬頃から東京都におきましても前週の同じ曜日の新規

感染者数を下回りはじめ、この傾向は5月に入っても継続しており、5月は755人となっております。

また、今年の大規模連休は3年ぶりに行動制限のない日々を過ごすことができる状況になり、その後も大きな反動も見られることなく、5月22日をもって東京都ではリバウンド警戒期間が解除され、ウィズコロナと言われるように感染拡大に十分注意しながらイベントなども再開されるなど、感染拡大防止と社会経済活動のリカバリーの両立が、徐々に図られるようになってきており、令和2年冬から始まった我が国におけるコロナ禍も、ここに来て新たなフェーズに入ったものと捉えております。

○ 続きまして、自宅療養者支援の状況について申し上げます。

第6波におきましては急激な感染者の増加に伴い、急増する自宅療養者に対して、食料品等の配送、およびパルスオキシメーターの貸し出しの対応を続けてまいりましたが、この間、お子さんの感染が非常に多かったことから市では幼児用の食料配送も3月6日から開始したところでございます。

現在は東京都の自宅療養支援サポートセンターの体制を強化したことや市内の新規感染者数が減少傾向にあることから、支援物資のお申込みも少しずつ減少しているところでございます。

本年、1月から5月末時点における配送実績といたしましては、食料品等は985世帯、物資の内訳といたしましては成人用1千823箱、幼児用239箱、パルスオキシメーターは450世帯に貸し出しを行ってまいりました。

今後引き続き、自宅で療養されている市民の皆さまへの必要

な支援策を講じてまいる所存ではございますが、東京都による自宅療養者支援の状況を見て、本市としての今後の対応のあり方を検討してまいりたいと考えております。

○ 続きまして、ワクチン接種への対応状況について申し上げます。

はじめに、3月4日から予約を開始した5歳から11歳までの方の接種実績を申し上げます。この間、集団接種会場及び市内医療機関において接種を推進しており、5月末時点で、対象となる小児の約21.9パーセントが2回目接種を完了しているところでございます。

3回目接種・第一期追加接種の実績ですが、5月末時点の接種率は、12歳以上の方が約65.9パーセント、65歳以上の方が約88.1パーセントとなっております。なお、東京都全体の接種率は12歳以上の方が約63.6パーセント、65歳以上の方が約87.4パーセントであり、東村山市はいずれも都平均を上回っております。

若い世代を中心とした接種率の伸び悩みにつきましては、4月上旬に3回目接種がお済でない方へ個別案内を送付するとともに、予約なしで接種可能な会場を4月30日、5月2日、7日に設置いたしました。こちらの会場では、3日間で計500名以上の方が予約なしで接種されたところでございます。引き続き、6月にも予約なしで接種可能な会場を設置し、接種率の向上に努めてまいります。

4回目接種・第二期追加接種については、市報6月1日号でもご案内のとおり、市では5月下旬より、3回目接種完了から4か

月半を経過した60歳以上の方に対して順次接種券を送付するとともに、18歳から59歳の基礎疾患を有する方などからの申請に基づき、接種券の発送を進めております。

接種会場につきましては、保健センターにおける集団接種のほか、市内基本型病院における個別接種も開始しており、7月以降は市内クリニック等での接種も開始される予定となっております。引き続き、希望される方が円滑に接種できるよう体制整備に努めてまいります。

- 次に、東村山菖蒲まつり等の開催について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度と3年度は実施を見送っておりましたが、東村山菖蒲まつり実行委員会における議論や検討を経て、第34回東村山菖蒲まつりについては、夜間のライトアップを中止するなど、イベントの規模は縮小いたしますが、3年ぶりに一昨日の6月4日から19日まで開催することといたしました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止策としては、来場者向けの検温器・消毒液の設置のほか、飲食の出店に伴う飲食エリアの設置などを講じております。

また、期間中には「東村山観光ボランティアガイドの会」による北山公園内での定点ガイドや、鉄道事業者2社によるウォーキングイベント、さとやまフェスティバル実行委員会による狭山公園での音楽とアートをテーマとしたイベント「たのしむらやまおとのわ！」が開催されます。

ウィズコロナでの暮らしや地域経済の活性という面におきまし

ても、可能な範囲で創意工夫し、地域イベントの復興にチャレンジしてまいります。

- 以上、当市における新型コロナウイルス感染症への、これまでの主な対応や今後の方針について申し上げさせていただきましたが、今後も引き続き感染状況を注視しながら、国や東京都の対処方針等に基づき、市として取り得る感染拡大防止対策を講じながら、全庁一丸となって失われた日常を取り戻し、更に地域の持続可能性を高めることを視野に入れ、各種イベントの再開など、市民活動や地域経済の活性化に取り組んでまいります。

- 次に令和4年度における財政運営等について申し上げます。

令和4年度は、持続可能な豊かで活力あるまちを目指し、「市民生活を守り、東村山の未来を拓く」ことを基本方針として予算を編成いたしました。が、国の地方財政計画において臨時財政対策債が大幅に減となった影響を受け、多額の基金を取り崩すなど、極めて厳しい状況下での編成となりました。

現在、既存の事務事業のあり方についてポストコロナを見据えた未来志向で十分に検証し、とりわけコスト面で成果を挙げることを念頭にアクションプランの策定作業を鋭意進めているところでございます。

また、この間、事務事業の費用対効果などの可視化に向けて、行政内部評価制度の構築作業を進めているところでございますが、今後の行政内部評価制度への移行を見据えて、毎年度公表しております目標管理シート・目標設定版の公表を、令和4年度におき

ましては一時的に中止することとしましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に新型コロナウイルス感染症などに対応するための一般会計予算の補正について申し上げます。

このたび、国において、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策に関する予備費の活用が決定されたことや東京都において、新型コロナウイルス感染症対策が拡充されたこと等を受けまして、これらに対応するものとして、緊急的に実施する必要がある、低所得の子育て世帯への支援や、高齢者・障害者・福祉施設職員の感染リスク低減、図書館・公民館等の手洗い場の新設・自動水栓への改修などの施策に要する経費について、「令和4年度一般会計補正予算・第1号」として本定例会に提出させていただいております。

このほか、国の予備費において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が拡充されたことにより、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が創設され、本市においても約4億3千万円の交付が通知されたところでございます。当該交付金を活用する施策につきましては、すでに市議会の2つの会派の皆さまからご要望をいただいているところであり、それらのご要望なども踏まえながら、コロナ禍の中での原油をはじめとする諸物価高騰で厳しい環境にある市民生活と地域経済を守るために、適切な施策展開を図るべく、本定例会最終日に「令和4年度一般会計補正予算・第2号」として提案させていただく予定でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、既に本市において令和3年度からの繰越事業として実施

しております住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業につきましては、この度の国の緊急対策にて、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がされていないことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付を行う形での運用改善が図られましたが、見込まれる対象世帯は概ね変わりはないことから、令和3年度からの繰越財源での対応を予定しております。

引き続き、国都の動向への迅速な対応や、新型コロナウイルス感染症ならびに原油価格・物価高騰への対応など、時宜に適った補正予算の編成に努めてまいりたいと考えております。

○ 次に、公共施設の再生の今後の進め方について申し上げます。

令和4年度経営方針におきまして、バックキャストिंगによる対策や解決、サービスや施設の見直しのための早期の論点整理といった点を明確にしておき、単に老朽化への対応に追われることなく、長期的な視野に立って、令和3年3月に改訂しました公共施設再生計画における第2フェーズで取り組むべき内容を具体化してまいります。

学校の適正規模の想定を踏まえ、地域ごとの施設やサービスの状況、複合化・多機能化のイメージ、建築条件や公民連携手法の整理などについて取りまとめ、「学校を核とした公共施設の再生」を進めるための基本構想や基本計画に相当するアクションプランの策定を進めております。

また、市民の皆さまとの対話が不可欠と考えておりますことから、ディスカッションペーパーとして早期にその論点を整理し、

アクションプラン実現の段階やスケジュールのイメージについても共有しながら検討を進めてまいります。

- 次に、旧第二保育園舎の解体について当面の予定を申し上げます。

現在、旧第二保育園舎につきましては、壁や天井などの建設材料に含まれるアスベスト調査を終え、解体工事契約締結に向けた設計、境界確定等に必要な測量作業に着手したところであります。

今後の予定といたしましては、解体工事についての契約手続きを進め、9月頃より工事着手ができればと考えております。工期は11月末から12月頃を目途としており、並行して年度内に条件を付さない競争入札を行うために必要な不動産鑑定を実施することを予定しております。

一部建材につきましては、アスベストが含まれており、多くの住宅も隣接しておりますことから、建物の解体工事の実施にあたりましては、事前に内容やスケジュールについての説明会なども行ってまいります。

なお、第二保育園はこれまで、近隣住民の皆様のご理解、ご協力を得ながら運営してきた施設であることに鑑み、園舎の解体撤去に際しては、一緒に保育園を育て、見守っていただいた近隣住民の皆様や卒園児の皆様と、思い出の詰まった第二保育園の歴史やこれまでの感謝の気持ちを持ち寄る機会を設けさせていただきたいと、考えているところです。

具体的には、令和4年7月下旬を目途に、市ホームページ上で、仮称ではありますが、「第二保育園の思い出」に関する特設

ページを開設し、第二保育園にゆかりのある皆様から、思い出のメッセージなどを募り、掲載していきたいと考えているところですので、詳細が決まり次第、ホームページなどでお知らせいたします。

○ 次に、D Xの推進について申し上げます。

今後のD Xを効果的に推進するため、専門的知見から市に助言などを行うC I O補佐官として、^{なつめのりお}夏目範夫氏を4月1日付で任命いたしました。

今後は、夏目補佐官の助言をいただきながら、私自らが当市の最高情報統括責任者である野崎副市長とともに庁内のリーダーシップをとり、着実にD Xを推進してまいる所存であります。

また、庁内におけるD X推進体制を申し上げますと、庁内のD X推進プロジェクトチームとして、3つの部会を立ち上げたところでございます。1つ目は、「ぴったりサービス導入部会」で、令和5年からのオンライン申請開始に向けて鋭意準備を進めてまいります。2つ目は、「D X人材育成部会」で、今後のD X推進に向けて必要となるI Tに関する知識習得や企画立案へつなげるデザイン思考など、職員研修や人材育成に関する検討を進めてまいります。3つ目は、「データ利活用検討部会」で、データ利活用によるE B P M（証拠に基づく政策立案）の実践、そして将来のオープンデータ化までを見据えた、統計情報等のデータ化やデータ移行、そして情報伝達のあり方など多角的な検討を進めてまいります。

D X推進プロジェクトチームによる活動の他、庁内全体で業務

のデジタル化に向けた様々な取組みや検討がなされております。デジタル技術の活用を前提に、従来の業務のあり方を大きく見直し、生産性の向上と市民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

- 次に、今後の「統一的な基準による財務書類」の作成スケジュールについて申し上げます。

財務書類作成にあたり、これまでは財務書類作成時に不一致箇所への解説と適正化に多くの時間を要することが課題の一つでございました。

令和4年度予算から新たに導入した財務会計システムは、それらの情報を一元管理する機能を有しており、これまで不一致となっていた多くの項目についてシステム内で整合性が図られ、作業時間の短縮が期待されます。

今年度作成する令和3年度決算に基づく財務書類につきましては、例年同様となりますが、来年度作成する令和4年度決算に基づく財務書類につきましては、決算審査の時期には何らかの形でお示しできるよう、努めてまいります。

- 続きまして、各事業の進捗状況や新たな取組みなどについてご説明いたします。

- はじめに、東村山市個人情報保護条例の改廃制定について申し上げます。

当市の個人情報保護制度は、これまで「市個人情報保護に関する

る条例」に基づき運用してまいりましたが、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」において、令和5年4月からは、原則、都道府県を含めた全ての自治体の個人情報保護制度が統一化されることとなります。

新たな「個人情報の保護に関する法律」では地域の特性に応じた要配慮個人情報の設定など、独自の規定を定めることができる事項もございます。

このような改正法の主旨を踏まえつつ、地方公共団体を含めた公的部門向けの正式なガイドラインや国からの事務対応ガイドをもとに、令和4年度中に条例の制定改廃、業務の整理、調整等の準備を進め、令和5年度からはじまる新制度へ向けて、円滑な移行に取り組んでまいります。

○ 次に、職員の定年延長について申し上げます。

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限に活躍してもらうため、公務員の定年が令和5年度以降、段階的に65歳まで引き上げられることとなりました。

この定年延長制度の導入にあたりましては、組織の新陳代謝を確保するとともに、組織活力を維持するため、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制、職員採用の在り方など、定年延長制度導入に伴い組織に影響を与えうる様々な事項について検討する必要があることから、適切な制度構築と組織力の強化に繋げ、ひいては市民サービスのより一層の向上を図ることのできるよう、松谷副市長を座長とする庁内における検討会議を設置し、同会議にお

いて丁寧に検討を行い、令和4年度中に関係する条例の改正を行ってまいりたいと考えております。

- 次に、公共スポーツ施設のあり方検討について申し上げます。

「将来を見据えた持続可能なスポーツサービス提供のあり方」について、スポーツ推進審議会より、去る3月11日に答申をいただきました。

令和4年度においては、答申等を踏まえ、施設の機能向上や維持管理の効率化等を図るため、公共施設再生計画と合わせて「公共スポーツ施設の再編の方向性」について検討してまいります。

なお、運動公園プールにつきましては、プールの劣化度調査を行い、プールを再開するために必要な改修工事等の費用及び今後必要となるライフサイクルコストを算出することとしており、令和5年度予算編成までに今後の方向性を判断してまいります。

- 次に、「東村山市シティプロモーション基本方針」と「第2次東村山市観光振興プラン」の改定について申し上げます。

これらについては、令和2年度策定の「東村山市第5次総合計画～わたしたちのSDGs～」以前に策定したものであり、総合計画の内容や新型コロナウイルス感染症によるパンデミックなど社会状況の不確実性の高まりなどにも対応するよう、令和4年度より改定を検討してまいります。

「東村山市シティプロモーション基本方針」については、初動期から実践期に移行させることを、また、「第2次東村山市観光振興プラン」については、不確実な社会状況での当市の観光振興

を主眼に置き、まちなかの様々な主体の広がりやそれぞれの動きが推進されてきた状況を踏まえた官民一体でのプロジェクトに繋いでいくことなどについて検討を進めてまいります。

- 次に、東村山市男女共同参画推進審議会への諮問について申し上げます。

去る4月27日に開催されました第1回東村山市男女共同参画推進審議会において、令和5年度からの計画となる第4次男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方について、諮問させていただいたところであります。

具体的には、これまでもさまざまな男女共同参画施策に取り組んでまいりましたが、性別による固定的な役割分担は未だ根強く残っており、市民と共に一丸となって男女共同参画社会の実現を図ることが必要であることから、市の男女共同参画のあり方を示す宣言の制定につきましても、同審議会に諮問させていただいたところであります。すでに同審議会において議論を始めており、令和4年9月を目途に答申をいただく予定であります。

- 次に、地域防災力の強化に向けて申し上げます。

はじめに、土砂災害警戒区域及び当該区域に隣接してお住いの方々を対象とした、固定電話や携帯電話に台風接近時の避難情報などを発信し、速やかな避難行動に繋げていただくことを目的とした「テレフォンサービス」について申し上げます。

現在、対象となるの方々に対してポスティングまたは状況に応じて直接訪問してご案内をさせていただく準備を進めているところ

でございます。本サービスの導入にあわせ、対象地域にお住いの高齢者や障害者などの避難行動要支援者の方が、風水害時にそれぞれの状況に応じた迅速な避難ができるよう、福祉避難所の開設や移送サービスを利用した避難支援などの個別避難計画の策定を防災安全部、健康福祉部共同で進めるなど、体制構築に努めてまいります。

続きまして、広域避難場所の新たな指定について申し上げます。広域避難場所につきましては従来、八国山緑地、東村山中央公園、小平霊園を指定しておりましたが、この度新たに狭山公園内広場を指定いたしました。実際に避難が必要になる局面では自主防災組織をはじめとする地域の皆様のお力添えをいただきながら安全な避難行動となるようお願い申し上げますとともに、市といたしましても避難場所・避難所についての積極的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、避難所におけるペット同行避難について申し上げます。令和2年6月定例会所信表明において、風水害時の避難所におけるペット同行避難について新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、当面の間お断りすることといたしたところでございますが、今後につきましては従来通り受け入れる方針といたします。

○ 次に、高校生等医療費助成の検討状況について申し上げます。

ご案内のとおり、本事業につきましては、本年1月下旬に東京都の報道発表を通じて市区町村が初めて知ることとなったもので、この間、担当課長会はもちろん、市長会においても、都に対して、その詳細や進め方について説明を求めるとともに、今後の協議の

持ちかたや市区町村負担分に対する財源措置などを要望してきたところでございます。

こうした市区町村の声に対し、都は向う3年間の財源措置を行うとしたところですが、なお市長会などでは恒久的な財源措置や所得制限ならびに自己負担の廃止等を強く求めてまいりました。

こうした中、去る5月25日に開催されました東京都市長会全体会に、東京都より黒沼副知事が出席され、副知事から令和5年度の事業開始に向けて各市が円滑に準備を進められるよう、早急に制度の詳細を提示し、準備に係る経費を支援するとともに、4年目以降の財源や所得制限ならびに自己負担など、財政面の取り扱いに対し、「協議をしていく場」を設ける旨のご発言があり、市長会として、今後の事業実施に向け協議を加速させていくことを26市長の総意とすることが確認されたところでございます。

これを受けて本市としましても、高校生などの医療費助成を実施していくことは、子どもの健やかな成長と、子育て世帯の支援に寄与するものであると判断し、東京都が求める令和5年度からの実施に向けて、鋭意準備を進めていくことといたしたところでございます。

今後は、6月中に東京都より示されることとなっておりますシステム改修などに必要な要件のほか、条例・規則の参考例などを踏まえて、実務的な作業を進めてまいります。

○ 次に、保育所等の待機児童の状況について申し上げます。

令和4年4月1日現在の待機児童数につきましては7人となり、昨年度と比較して32人の減となりました。

内訳といたしましては、3歳児から5歳児までのいわゆる2号認定の待機児童が0人、0歳児から2歳児までの3号認定の待機児童数が7人となり、このことが待機児童の減少の主な要因と考えております。

この間、小規模保育施設などの認可行政を積極的に推進するとともに、幼稚園における一時預かりなど、様々な既存の子育て資源が利用者の選択に資するよう環境を整える取り組みを推進することで、状況に応じた保育の受け皿の拡充に力を入れて取り組んできたところであり、これらの取り組み成果が、一定表れてきたものと捉えており、今後もより一層推進していくことが重要であると考えております。

- 次に、児童館・児童クラブ運営等基本方針の策定とこれに伴う対応について申し上げます。

児童館・児童クラブ運営等検討会より頂戴した提言と、この間代表者との協議を重ねてまいりました東村山学童保育連絡協議会における保護者意向、5月に実施したパブリックコメントなど、広く市民からいただいた様々なお声を踏まえ、このたび基本方針を策定・公表いたしました。

本方針では、児童館と児童クラブそれぞれが担うべき役割とその連携のあり方等について整理を行ったうえで、児童館については、引き続き「^{おおやけ}公」による運営を行い、児童クラブに対するチェック機能やサービス水準の維持・向上を図るためのルールづくりを始めとした機能強化を図っていくこと、児童クラブについては、全ての施設において順次段階的に民間活力の導入によるサー

ビス提供を進めていくこととし、その基本的な考え方などについてお示ししております。

令和4年度の具体的な対応といたしましては、令和4年度末をもって指定の更新を迎える第2野火止児童クラブと共に、隣接する第1野火止児童クラブにも民間活力の導入を図ることについて、野火止児童クラブ保護者会代表者を交えた東村山学童保育連絡協議会との協議の中においても、市の方針にご理解をいただいているところであり、今後は令和5年度以降の両施設の運営を担う指定管理者の選定に向けた準備を進めてまいります。

なお、6月下旬には野火止児童クラブ保護者会のご理解・ご協力のもと、当該児童クラブに在籍する一般保護者の皆さまを対象とした説明の場を設けることを予定しております。

今後の児童クラブへの民間活力の導入にあたっては、これまでの保育所等を始めとした先行事例においても利用者への説明等の対応を丁寧に進めてきた経過を踏まえ、本方針に基づいた着実な事業展開を図ってまいります。

○ 次に、中心核の整備について申し上げます。

はじめに、東村山駅周辺のまちづくりですが、将来の高架下空間や駅周辺の賑わいの創出に向け、市内事業者や子育て世代の市民の皆様が中心となって企画した道路空間を活用した社会実験マーケットイベント「そらいち東村山」については、約30店舗のご協力をいただき、5月15日に開催させていただきました。

当日は過ごしやすい天候にも恵まれ、約6千700人と多くの方々にご来場いただき、思い思いの過ごし方をされながら、その

場を楽しみ、また多くのコミュニケーションが生まれ、正に市民・事業者・行政が一体となったプレイスメイキングが図られたものと捉えております。

この社会実験で得られた成果を今後の駅周辺のまちづくりに活かしながら、引き続き東村山駅を中心とした持続的な賑わいの創出や活性化に向け、市民の皆様と一緒に考えてまいります。

また、令和3年度末にまとめた、「東村山駅東口地区市街地総合再生基本計画」約6ヘクタールの区域については、7月に地権者を対象としたオープンハウスを開催し、意見交換をさせていただくなど更なる機運醸成に向け取り組んでまいります。

続きまして、西武鉄道と協議を行っております24時間東西駅前広場の往来可能な自由通路については、今後進められる駅舎全体の設計に反映されるよう、また、ホームドアについては、5月12日に西武鉄道から令和5年度より鉄道駅バリアフリー料金制度を活用しバリアフリー施設の整備を加速する旨の方針が示されたことから、市としましても新たなホームの利用にあわせて整備されるよう、引き続き連携して全力で取り組んでいく所存であります。

続きまして、久米川駅周辺のまちづくりですが、今年度に入って市民や駅利用者の皆さんに広く検討の取組をお知らせするために「久米川駅南口駅前広場再整備まちづくりNEWS」を発行しました。引き続き、久米川駅南口駅前広場検討会議での議論とともに、より多くの皆様のご理解やご意見を頂き、駅前広場の再整備の方向性について検討を深めてまいります。

○ 次に、道路等の整備について申し上げます。

これまでもご報告しております都市計画道路 3・4・5 号線の東久留米市境から都道 226 号線に至る区間に関しましては、未だ折衝に応じていただけない関係人の方がいることから、土地収用に向け、具体的な手続きを進めてまいります。

今後の手続きとして、対象となる土地・物件の調書等収用手続きに必要な資料を作成した後、令和 4 年中を目途に、土地収用法に基づき東京都収用委員会へ裁決申請並びに明け渡し裁決の申し立てを行い、収用委員会による審理を経て、令和 6 年 4 月頃までには権利取得裁決がなされるのではないかと考えております。

なお、引き続き任意での契約も視野に折衝を試みてまいります。本事業期間は令和 8 年度としており、用地折衝の状況も踏まえ、事業の進捗管理を適正に行い、事業効果を一日でも早く発揮させるべく事業を進めてまいります。

○ 次に、学校教育について申し上げます。

令和 4 年度になり、学校での感染状況が一定程度減少傾向に転じたため、少しずつ通常の教育活動に戻す取組を進めております。

コロナ禍においても、東村山スマートスクール構想を推進するため、一人 1 台のタブレット型端末を活用した授業改善に取り組み、一人一人の児童・生徒の学習意欲の向上や基礎学力の定着を図り、個別最適な学びと協働的な学びを実現してまいります。

教員一人一人が ICT を活用する指導力を身に付け、児童・生徒が「できた」「分かった」と実感できるように授業力を向上するように、発達段階や教科の特性に応じた「授業展開モデル」や

「家庭学習モデル」を構築し、全ての教員の指導力や授業力を高めるための取組を進めてまいります。

さらには、東村山市立小・中学校全校が「東村山市わたしたちのSDGsパートナー」に認定されたことを踏まえ、各学校では17のゴールの中から学校の特色ある取組と関わりの深い目標を関連付けた教育内容の充実に努めております。

児童・生徒一人一人が自分事として地球規模の課題について考え、行動に移す取組を進めることで、家庭や地域にもSDGsの取組を広く発信していくことを期待しております。

- 以上、各事業の進捗状況や取り組みの説明を終わります。
- 最後に、本定例会にご提案申し上げます議案につきましては、「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」をはじめ、議案13件、諮問3件、報告2件をご送付申し上げます。
いずれにつきましても、提案の際にご説明申し上げますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- 以上、令和4年市議会6月定例会にあたりまして、当面する諸課題の主な点について申し上げ、所信の一端を述べてまいりました。
- 今年の4月29日から始まりました大型連休は、振り返ってみますと3年ぶりに行動制限のない状況下での連休となりました。
連休中に各地で行われたイベントに関する報道のほか、市内で社

会実験マーケットイベント「そらいち東村山」や菖蒲祭りの会場に赴いて感じたことは、来場者の笑顔をいたるところで拝見することができ、「リアル空間でのフェイストゥフェイスの関係」や「人と人のふれあい」が「まちのにぎわい」や「まちの活力」にとって決定的に重要であり、人々の交流こそがまちの元気の^{みなもと}源だと強く感じたところがございます。

いまだ、新型コロナウイルス感染症の収束の兆しは見えておりませんし、ロシアによるウクライナ侵攻も長期化の様相を呈し、世界経済や私たちの生活にも大きく影響を与えているところです。

私としましては市長4期目の最終年度にあたり、アフターコロナを見据え、持続可能な豊かで活力ある東村山を目指し、あらゆる困難を乗り越え、本年度予定しました各事業を着実に実施し、「市民生活を守り、東村山の未来を拓く」決意でございます。

- あらためて、議員各位、並びに、市民の皆さまの深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、また、提案いたします諸案件のご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げ、私の発言を終わります。